

## 展望論文

## 『生徒指導提要』の改訂から見える教育相談の重要性と方向性

大橋 忠司

(同志社大学免許資格課程センター)

The Importance and Direction of Educational Counseling Seen from the Revision of the “Guidelines for Students guidance”

Tadashi Ohashi

The revised version of the Student Guidance Guidelines shifts from the conventional “letting students” to “supporting” student guidance, and calls for the development of student guidance as encouragement by faculty and staff with the intention of supporting the process of self-directed and independent growth and development of students. In recent years, the role of educational consultation has become larger and larger in all educational activities, and the establishment of an educational consultation system as an organization has become an urgent issue. In addition, it is essential for future school education for not only homeroom teachers but also all teachers and staff involved with children to recognize the importance of educational consultation and acquire educational counseling techniques (counseling mindset). The importance and direction of educational consultation are summarized by comparing the previous student guidance guidelines with the revised guidelines.

Keywords: Educational consultation, Guidelines for Students guidance, Counseling Mind

## 1. はじめに

2019年に始まった新型コロナウイルスの影響は全世界におよび、社会生活と個人生活に深刻な影響を与えた。日本でも外出自粛等の感染防止対策がなされ、学校は休校処置がとられ子どもたちは友人と会うこともなく自宅での生活を余儀なくされた。また、今まで当たり前であった対面での授業も制限されることとなり、学校行事も中止や延期が増えることとなった。さらに、文部科学省のGIGAスクール構想によるICT等の活用で小中学生にタブレット端末が配布され、オンライン授業も実施されるなど学校はコロナ対応だけでなく今まで経験したことのない対応をせざるを得なくなり、児童生徒だけでなく教職員も心身に大きな影響を受けることとなった。

そのような中、文部科学省が公表した「2022年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、2022年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度比6万6,597件増の68万1,948件で、児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3（前年度47.7件）であり、暴力行為の発生件数は95,426件（前年度76,441件）であり、前年度から18,985件（24.8%）増加し、児童生徒1,000人当たりの発生件数は7.5件（前年度6.0件）であり、不登校の児童生徒数は、小学生が105,112人（前年度81,498人）、中学生193,936人（同163,442人）、高校生60,575人（同50,985人）であり、依然として厳しい実態がある。

未来が予測できない不確かな時代に上記のような学校の現状において、これからの学校教育はどうあ

るべきなのかが盛んに議論されている。生徒指導についても例外ではなく、2022年12月にこれからの生徒指導の方向性も含め12年ぶりに生徒指導の基本書となる生徒指導提要が改訂された。今回はこの改訂のポイントを検証する中で、これからの教育相談の重要性と方向性について考察する。

## 2. 『生徒指導提要』の改訂の背景

1965年に「生徒指導の手引」が生徒指導の手引き書として公刊されたが、学校現場での活用は少なく、依然として生徒指導は各学校の教職員による「経験」と「勘」と「度胸」による慣例を踏襲する形で実施されていた。その後も子どもの問題行動の低年齢化が進み、複雑化し多様化する中で組織的かつ体系的な生徒指導の在り方を国が基本書として示す必要性が指摘されるようになった。そこで「生徒指導の手引」を全面改訂する形で作成されたのが、2010年に公表された「生徒指導提要」である。「生徒指導提要」は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめられ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として位置づけられている。

その後、いじめ防止対策推進法、教育機会確保法、少年法改正、こども基本法、自殺対策基本法、児童虐待防止法、こども家庭庁設置法制定等の新たな法整備が進む一方、発達障害やLGBTQ、外国籍等、多様な背景を持つ子どもたちの増加という教育現場の新たな課題もあがってきた。このような現状の中、教職員が法の理解を進めつつ困難な課題の解決のために教職員がどのように教育活動を進めていけば良いのかを示す必要がでてきた。そこで教員の働き方改革と生徒指導の充実、チーム学校としての機能、変動する社会に対応する力を子どもたちが身に付けるために生徒指導提要が12年ぶりに改訂されたのである。

## 3. 『生徒指導提要』の改訂のポイント

今回の改訂は従来の「させる」生徒指導から「支える」生徒指導への転換と言えるものである。教職員向けの基本書と位置づけられるものであるため、前回の生徒指導提要では教職員が「育てる」・「育む」

という視点で述べられていた。しかしながら、今回の改訂ではそういった記載が少なく、基本的には主語を「児童・生徒」にすることによって、「児童生徒が〇〇するために、教職員は△△する」という考え方に則って記述されている。すなわち、児童生徒が自発的・主体的に成長・発達する過程を支える意図でなされる教職員の働きかけとしての生徒指導の展開を求めているのである。これまでの特定の児童生徒に焦点化した「事後」指導・援助から、全校体制で取り組む「成長・発達を支える生徒指導」、いわゆる「発達支持的生徒指導」への転換を求めているのである。

今回の改訂では下記のように生徒指導を2軸、3類、4層構造と捉えて、あらゆる教育活動を通じて生徒指導を展開していくことを基本としている。

- ・ 2軸：事前事後の時間軸に注目し、課題が起こる前の「先行的・常態的（プロアクティブ）生徒指導」と起こった後の「継続的・即応的（リアクティブ）生徒指導」
- ・ 3類：課題対応別に注目し、発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導と困難課題対応的生徒指導
- ・ 4層：すべての児童生徒に行う発達支持的生徒指導と課題未然防止教育  
特定の困難課題を抱えた（背負わされた）児童生徒への困難課題対応  
生徒指導課題が表面化し始めた、あるいは起こりそうな児童生徒に対する課題早期発見対応

特に学校が発達支持的生徒指導への転換に向けて取り組みを進めるためには、次の4点を意識して全ての教育活動に臨むことが大切と述べている。

- ①発達支持的生徒指導は教育課程内外全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤であるとの認識を持つこと
- ②児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置は、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重すること
- ③児童生徒の発達する過程を学校や教職員がいかに支えるか、または、子どもを支えるように働きかけること
- ④具体的には、今までにも言われてきたが、あいさつ・対話・励まし・賞賛・日々の声かけ等がとても大事であり、個人や集団に積極的に働きかけること  
今回の生徒指導提要では「生徒指導とは、児童生

徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」と生徒指導を定義している。また、生徒指導の目的として「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする」と述べている。

さらにこの生徒指導の目的を達成するために「児童生徒が、深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をすべきか』、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち『自己指導能力』を獲得することが目指されます」と述べている。

要するに、生徒指導の目標は「自己指導能力」の育成ではなく、児童生徒の「自己指導能力」の獲得が目標である。あくまでも、児童生徒が獲得できたかどうか重要な観点なのである。

特に児童生徒が多く時間を過ごす授業が大切であり、今回の生徒指導提要でも「授業と生徒指導の一体化」を訴えており、授業で知識や思考力を育て、学力を高めるだけでなく、児童生徒が個性を伸ばし、社会性を身に付けるように働きかける生徒指導の視点に則った授業改革が求められている。

ここで言う生徒指導の実践上の視点とは下記の4つである。

#### ①自己存在感の感受

児童生徒が自己存在感を実感でき、さらに自己肯定感、有用感を育むことができる配慮

#### ②共感的な人間関係の育成

児童生徒が生活集団の中で、相互の多様性を認め尊重し合う関係づくり

#### ③自己決定の場の提供

児童生徒が授業場面等で自分の意見や考えを自由に発表できる機会づくり

#### ④安全・安心な風土の醸成

児童生徒が学級やHR等で安全かつ安心して学校生活を送れるような風土づくり

特に、今回は「教育相談」に視点を当て、前回の生徒指導提要と今回の生徒指導提要を比較することから教育相談の重要性と方向性について述べる。

## 4. 学校での教育相談

今回の生徒指導提要によると、「教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通しています」との記載がある。いつも議論されることであるが、生徒指導は主に集団に焦点を当てて、授業だけでなく行事や特別活動等の全ての教育活動において、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところに重きを置いており、教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするものであると考えられる傾向がある。今回の生徒指導提要ではこの点の認識の改善を目指して、「第3章 チーム学校による生徒指導体制、3.3 教育相談体制、3.3.1 教育相談の基本的な考え方と活動の体制」という章立てを行い、主に教育相談を組織やチームとしてのどのように体制を構築していくのか教職員の意識改革にも触れながらの記述が多くなっている。

学校における教育相談にはいくつかの特質がある。前回の生徒指導提要にも示されているようにメリットとしては、第1に早期発見・早期対応が可能である。子どもたちが家庭にいるよりも多くの時間を過ごしている学校では、教職員は問題が深刻になる前にいち早く子どもたちの変容に気付くことができる。第2に援助資源が豊富である。担任だけでなく養護教諭や学年主任や教育相談担当教諭、生徒指導主任や部活動顧問、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、様々な立場の教職員が身近にいる。第3に連携が取りやすいことである。前述のように学校内において様々な教職員が存在し、外部との連携もシステムとして取りやすい環境にある。

また学校における教育相談のデメリットについては、まず第1に実施者と相談者が同じ場にいることによる難しさである。子どもの立場からすると「少なからず自分についての情報を持っている」という教員に対して安心して相談できないと言うこともあるかもしれない。第2に学級担任・ホームルーム担任が教育相談を行う場合の葛藤がある。問題行動等の指導的な立場の教員が子どもの思いを傾聴し受容と共感に努めなければならないということが起こりうるということである。

このように学校での教育相談の特質を考えると、教育相談をチームや組織として取り組む体制を整えることは必要不可欠であると考えられる。

## 5. 担任が行う教育相談

今回の生徒指導提要では詳しくは述べられていないが、前回の生徒指導提要から担任が行う教育相談について基本的な対応や留意すべきことについてもう一度整理しておく。

教育相談の技法については、①つながる言葉かけ、②傾聴、③受容、④繰り返し、⑤感情の伝え返し、⑥明確化、⑦質問、⑧自己解決を促す、の8つが示されている。特に②傾聴は、「聞く」ではなく、ひたすら丁寧にそして積極的にうなずき、耳を傾ける「聴く」の姿勢が大事であり、しっかりとうなずいて受け止めの言葉を伝えることが大切である。また、③受容についても、反論や批判をしたくなる気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを推し量りながら聞きくことが大切である。そして何よりも大切にしなければいけないのは⑧自己解決を促すことである。子どもが本来持っている「本人の自己解決力を引き出す」ことがもっとも大切である。

教育相談の場面の留意事項として下記の6つが掲げられている。

- ①信頼関係があって初めて教育相談が成り立つ
- ②話しかけるタイミングに心を配る
- ③詰問や説教にならないように注意する
- ④その場で結論を出そう、納得させよう、約束させようとしな（「心配している」が伝われば十分）
- ⑤普段から生徒に気軽に声かけをするように心がける
- ⑥投げかけた後のフォローも行う

特に、①については、担任は子どもたちと授業だけでなく全ての教育活動で多くの時間を過ごしている。教育相談の場面は定期的教育相談だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業、さらには休み時間や清掃時、給食時、部活動等あらゆる場面で行うことができる。言い方を変えれば、児童生徒の顔色や姿勢、学習態度や生活態度等の様々な情報が得られ、普段と異なった様子等についても早期に把握することができ、声かけをすることができるということである。従って担任は子どもたちと日々あらゆる場面を捉えて信頼関係の構築に努めなければいけないのである。

また、③については「先生は教え導かなければいけない存在である」との意識が高い教員が少なからずいる。教育相談は原因を明確にすることでアドバイスすることでもなく、子どもが持っている問題

解決力を引き出すようにすることである。教員は「評価する人」であるのでカウンセラーにはなれないが、教育相談の考え方や視点、技法等を取り入れる「カウンセリングマインド」を意識して教育相談や生徒指導を行わなければならない。

## 6. 教育相談の方向性

前回の生徒指導提要では前述の「4. 学校での教育相談」や「5. 担任が行う教育相談」にも述べているが、学校の現状も踏まえ担任だけでなく養護教諭等も含めた全ての教職員による様々な角度からの教育相談の進め方や教育相談で用いるカウンセリング技法についてもまとめられている。また、教育相談における管理職の役割やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門機関等との連携についても触れられており、学校における教育相談についてあらゆる角度から学校の課題も含め述べられている。

今回の生徒指導提要は教育相談の記述は、主に「第3章 チーム学校による生徒指導体制」の「3.3 教育相談体制」や「3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」の中で、教育相談のチームとして活動の在り方や心構え、組織的な活動の進め方等が述べられている。もちろん全体を通して教育相談の理論については触れられてはいるが、教育相談の体制についての内容が中心となって述べられていると感じている。

このことは、今回の生徒指導提要の改訂が、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間の共通理解を図り、第1に生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理することであり、第2に生徒指導の意義や生徒指導の構造、教育課程との関係、生徒指導を支える組織体制について整理することであることを考えれば致し方ない面もあり一定の理解はできる。しかしながら、生徒指導提要が生徒指導の基本書であり、現場の教職員がしっかりと活用するためには、教育相談の理論やチームとしての連携や組織体制の在り方だけでなく、実際の教育相談の理論に基づいた指導方法等のより具体的な内容があるほうが直接生徒と関わる担任や養護教諭等の教職員にとっては有り難く良かったのではないかと考える。より多くの教職員に活用されるべき生徒指導提要であれば、もう少し生徒に関わる時間の長い教職員向けの記述が多くあれば良かったと考える。

## 7. 最後に

今回の生徒指導提要は2023年3月に書籍版も発刊されたが、今後の法律の整備や予測されない新たな課題等に速やかに対応できるようにデジタルテキスト化がされており、最終ページには「デジタルテキスト・バージョン情報 2022-12-06 Ver.1.0.0」と記載されている。今後の日本の教育は、時代を超えて変わらない価値のあるもの「不易」と、時代の変化とともに変えていく必要がある「流行」の部分をしっかり見極め柔軟に対応しながら進めていくことが必要である。特に多くの課題がある生徒指導においては益々「不易」と「流行」が重要になっていくと

考えられる。今回の改訂が「させる」生徒指導から「支える」生徒指導の転換であるならば、教育相談の内容だけにとどまらず、教職員を「支える」生徒指導提要となるように、時代に合わせてタイミングを逃すことなくバージョンアップが重ねられることを期待している。

### 参考文献

- 文部科学省 (2010). *生徒指導提要*  
文部科学省 (2022). *生徒指導提要 (改定版)*  
文部科学省 (2023). *令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について*

### 要約

2022年12月に改訂された生徒指導提要では、従来の「させる」生徒指導から「支える」生徒指導へと舵が切られ、児童生徒が自発的・主体的に成長・発達する過程を支える意図でなされる教職員の働きかけとしての生徒指導の展開を求め、生徒指導を2軸、3類、4層（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育・課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導）構造と捉えている。特に全ての教育活動の中で教育相談の役割は益々大きくなっており、組織としての教育相談の体制の構築とチームとしての連携の在り方に向けて、生徒指導と教育相談が一体となった取組が喫緊の課題になっている。また、担任だけでなく子どもに関わる全ての教職員が教育相談の重要性に気付き、教育相談の技法（カウンセリングマインド）を身につけることは今後の学校教育には必要不可欠である。教育相談に視点を当て、前回の生徒指導提要と今回改訂された生徒指導提要を比較することから教育相談の重要性と方向性をまとめる。

キーワード：教育相談，生徒指導提要，カウンセリングマインド